

## 足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者等に対する指導検査等実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「子・子法」という。）、児童福祉法（昭和22年法律164号。以下「児福法」という。）、足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年足立区条例第55号。以下「区運営基準条例」という。）、足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年足立区条例第54号。以下「区条例」という。）及び足立区認証保育所事業実施要綱（平成13年6月1日区長決裁。以下「実施要綱」という。）の規定に基づき行う指導及び検査に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 指導検査 次に掲げるものをいう。

ア 子・子法第14条第1項の規定による報告の命令、文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、関係者に対する質問又は特定教育・保育施設若しくは事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査

イ 子・子法第38条第1項の規定による報告の命令、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令、特定教育・保育施設の設置者等への出頭の要求、関係者に対する質問又は特定教育・保育施設その他の場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査

ウ 子・子法第50条第1項の規定による報告の命令、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令、特定地域型保育事業者等への出頭の要求、関係者に対する質問又は特定地域型保育事業所等に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査

エ 児福法第34条の17第1項の規定による必要と認める事項の報告の命令、関係者に対する質問又は家庭的保育事業を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件の検査

オ 実施要綱第6条第1項の規定による報告の求め

カ 実施要綱第8条第1項の規定による施設に立ち入り、実地の検査

(2) 勧告命令 次に掲げるものをいう。

ア 子・子法第39条第1項の規定による勧告及び同条第4項の規定による命令

イ 子・子法第51条第1項の規定による勧告及び同条第3項の規定による命令

ウ 児福法第34条の17第3項の規定による勧告及び命令

エ 実施要綱第6条の規定による改善の勧告

オ 実施要綱第8条の規定による改善指導

2 前項に定めるもののほか、この要綱において使用する用語は、子・子法、児福法、区運営基準条例、区条例及び実施要綱で使用する用語の例による。

(指導検査の方針等)

第3条 指導検査が形式的、画一的なものに陥ることのないよう、指導検査で発見した問題点の発生原因及び是正策を明らかにし、指導検査の対象者が適正な運営と子どもの適切な処遇を確保できるよう、具体的な助言及び指導を行うものとする。

2 指導検査を適切に実施するため、次に掲げる事項を定める。

(1) 指導検査の実施年度において重点的に指導検査を実施する項目その他当該年度における指導検査の実施方針（以下「指導検査実施方針」という。）

(2) 指導検査の対象とする項目、根拠である法令等、評価事項その他必要な事項を記載した指導検査の基準（以下「指導検査基準」という。）

(3) 指導検査の実施の時期、対象者等に係る年間の計画表（以下「指導検査実施計画」という。）

3 適正な指導検査を実施するため、指導検査実施方針、指導検査基準及び指導検査実施計画について、必要に応じて、指導検査の結果を踏まえた見直しを行うものとする。

（指導検査の種類）

第4条 指導検査を実施するときは、一般指導検査及び特別指導検査の2種類に区分して行うものとする。

（一般指導検査）

第5条 一般指導検査は、指導検査実施計画に基づき、指導検査の対象者の設置する施設において、当該施設ごとに原則として年1回実施する。

2 前項の規定にかかわらず、前回の一般指導検査の結果等から特に問題が無いと認めるときは、一般指導検査の回数を原則として2年に1回（幼稚園及び認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設（東京都認定こども園の認定要件に関する条例（平成18年東京都条例第174号）第3条第2号の保育所型認定こども園を除く。）をいう。）にあっては3年に1回）とすることができる。

3 一般指導検査を実施しない年にあっては、必要と認める事項について、書面により報告を求めるものとする。

4 前項の報告の内容等により検査が必要と認めるとき又は一般指導検査の結果から継続して一般指導検査が必要と認めるときは、一般指導検査を臨時に実施するものとする。

5 一般指導検査を行うときは、法令等の規定に定めるもののほか、一般指導検査の日時、場所、指導検査の担当者その他必要な事項を一般指導検査の対象者にあらかじめ文書で通知するものとする。

6 一般指導検査を効率的に実施するために必要があると認めるときは、一般指導検査の対象者にあらかじめ資料の提出を求めるものとする。

7 一般指導検査を行ったときは、一般指導検査の対象者に対して、結果の講評を行うものとする。

（特別指導検査）

第6条 特別指導検査は、指導検査の対象者の設置する施設の運営等について法令等の重大な違反や不適切なサービス提供の疑いがある場合において、必要に応じて特定の事項につ

いて随時実施する。

(指導検査結果の通知等)

第7条 足立区教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、指導検査を行ったときは、次の各号に掲げる指導検査の結果に応じ、当該各号に定める事項を当該指導検査の対象者に文書で通知するものとする。

(1) 法令等に違反する事項なし 違反事項がなかった旨及び引き続き適正な運営と子どもの適切な処遇を確保するために必要な助言等

(2) 法令等に違反する事項あり 当該違反する事項及びその改善期限並びに改善報告書を教育委員会へ提出する旨及びその提出期限

2 前項第2号の規定により改善報告書の提出を求めるときは、当該改善報告書と併せて、指導検査の対象者における改善措置の検討状況及び改善状況を確認できる資料又は改善計画書の提出を求めるものとする。

3 指導検査の結果を当該指導検査の対象者の設置する施設の利用者等へ周知するため、当該指導検査の結果及び第1項第2号の改善報告書の概要を区ホームページに掲載するものとする。

(勧告命令)

第8条 教育委員会は、勧告命令を実施するときは、当該勧告命令の対象とした事項及びその改善期限並びに改善報告書を教育委員会へ提出する旨及びその提出期限を当該勧告命令の対象者に文書で通知するものとする。

(指導検査の結果の活用)

第9条 指導検査の結果を適宜集約し、関係部課に提供することができる。

(指導方針の統一、継続の確保)

第10条 指導検査の実施に当たり生じた疑義及び法令等の解釈について、関係部課等と調整又は協議により指導方針の統一と継続を図り、その内容を文書により整理しなければならない。

(東京都及び関係部課との連携)

第11条 指導検査及び勧告命令の実施に当たっては、東京都及び関係部課との情報交換を密にし、十分な連携を図るものとする。

付 則（28足教子施発第1066号 平成28年7月28日 教育長決定）

この要綱は、平成28年7月28日から施行する。

付 則（31足教子指発第1419号 令和2年3月19日 教育長決定）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則（4足教子指発第1717号 令和5年3月29日 教育長決定）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。